

●香川県告示第379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成21年8月5日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成21年8月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町牛川字野岡	綾歌郡綾川町牛川字大塚343の6の一部、350の1、351の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに字野岡138の2、138の3に隣接する道路である町有地の一部
綾歌郡綾川町牛川字天尾	綾歌郡綾川町牛川字天尾300に隣接する字川原の道路である町有地の一部
綾歌郡綾川町牛川字大塚	綾歌郡綾川町牛川字野岡138の2の一部、140の3の一部
	綾歌郡綾川町牛川字天尾300の一部
	綾歌郡綾川町牛川字川原426の1の一部、427の1の一部、429の一部、430の一部、461の一部及びこれらの区域に介在する道路・水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町牛川字横井560の1の一部、561の一部、566の一部、567の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部並びに字大塚403の2、411の1、413の1から413の3までに隣接する道路・水路である町有地の一部、字川原461に隣接する字横井の道路である町有地の一部、字大塚425の6、425の8に隣接する道路・水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町牛川字泉谷656の2、657の1及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町牛川字内間767の10、767の13
綾歌郡綾川町牛川字川原	綾歌郡綾川町牛川字天尾300の一部
	綾歌郡綾川町牛川字大塚301の1の一部、301の3の一部、302の1の一部、421の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部並びに301の1の地先の道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町牛川字横井513の1の一部、514の1の一部、514の2の一部、515の2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部並びに字川原461、463の1、字横井524の1に隣接する道路・水路である町有地の一部
綾歌郡綾川町牛川字横井	綾歌郡綾川町牛川字大塚415の7の一部、415の8、425の1の一部、425の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である町有地の一部並びに字大塚398の3、字横井539の2に隣接する道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町牛川字川原426の1の一部、461の一部、

463の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部